

第二十七号

徳島県食の安全安心推進条例の一部改正について

徳島県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例

徳島県食の安全安心推進条例（平成十七年徳島県条例第百十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び食品の安全性」を「並びに食品の安全性及び信頼性」に改め、「保護」の下に「及び県民が安心して営むことができる食生活の確保」を加える。

第三条第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 県民が安心して食生活を営むことができるよう適正な食品の表示を推進するための必要な措置が講じられること。

第五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 食品関連事業者は、食品の表示が食品を選択する際に重要な役割を果たすことを認識し、食品の表示に係る関係法令等を遵守するとともに、基本理念にのっとり、消費者の信頼を損なうことのないよう適正に食品の表示をしなければならない。

第十五条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に、「条例」を「章の規定」に改める。

第十七条中「、食品による健康被害の発生を未然に防止するため」を削り、同条の次に次の三条を加える。

（適正表示に係る試験）

第十七条の二 知事は、食品の信頼性の確保等における食品の表示の重要性に鑑み、食品の表示（規則で定めるものに限る。）の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該表示に関する科学的な手法による試験を行うことができる。

（立入り等）

第十七条の三 知事は、前条に規定する試験を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員をして、食品関連事業者その他の関係者の事

業所その他事業に係る施設又は場所に立ち入り、当該試験の用に供するのに必要な限度において、食品の提出を求めさせることができる。

2 前項の規定により立入り等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(必要な措置の実施)

第十七条の四 知事は、第十七条の二の規定による試験の結果、必要があると認めるときは、関係法令の規定に基づく措置その他必要な措置を講ずるものとする。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による物件の提出をしなかつた者

二 第十七条の三第一項の規定による立入りを拒み、又は正当な理由なく同項の規定による食品の提出をしなかつた者

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三十二条の改正規定は、同年五月一日から施行する。

提案理由

食品の原産地の偽装表示が多数発生している状況に鑑み、当該偽装表示を防止し、県民が安心して営むことができる食生活の確保に資するため、食品の適正表示に関し、食品関連事業者の責務を明確化するとともに、科学的な手法による試験を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。